

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第18号

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例（昭和29年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(報酬)</p> <p>第11条 <u>消防団員に支給する報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>2. <u>年額報酬の額は、次の表の階級の欄に掲げる区分に応じ、同表の年額の欄に定めるものとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>階級</th><th>団長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長</th><th>班長</th><th>団員</th></tr></thead><tbody><tr><td>年額</td><td>82,500円</td><td>69,000円</td><td>50,500円</td><td>45,500円</td><td>37,000円</td><td>37,000円</td><td>36,500円</td></tr></tbody></table> <p>3. <u>機関員である消防団員の年額報酬にあつては、前項の年額に、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を加算する。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4. <u>前2項の年額報酬の額は、年度の中途において消防団員の身分、階級等に異動があつた場合においては、月割りをもって算定する。</u></p> <p>5. <u>出動報酬は、消防団員が災害、人命救助、警戒、訓練等の職務に従事した場合に支給する。</u></p> <p>6. <u>出動報酬の額は、1日につき次の各号に掲げる従事した職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>災害又は人命救助の職務 次のア又はイに掲げる時間の区分に応じ、当該区分に掲げる額</u></p> <p>ア <u>従事した時間が4時間以上のとき 8,000円</u></p> <p>イ <u>従事した時間が4時間未満のとき 4,000円</u></p> <p>(2) <u>警戒、訓練等の職務 次のア又はイに掲げる時間の区分に応じ、当該区分に掲げる額</u></p> <p>ア <u>従事した時間が4時間以上のとき 4,000円</u></p> <p>イ</p>	階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	年額	82,500円	69,000円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円	<p>(報酬)</p> <p>第11条 <u>消防団員には、次の階級の区分に応じた年額により報酬を支給する。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>階級</th><th>団長</th><th>副団長</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長</th><th>班長</th><th>団員</th></tr></thead><tbody><tr><td>年額</td><td>82,500円</td><td>69,000円</td><td>50,500円</td><td>45,500円</td><td>37,000円</td><td>37,000円</td><td>36,500円</td></tr></tbody></table> <p>2. <u>消防団員のうち機関員の報酬は、前項の年額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる額を加算する。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3. <u>前2項の報酬は、年度の中途において消防団員の身分、階級等に異動があつた場合においては、月割りをもって支給する。</u></p>	階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	年額	82,500円	69,000円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円
階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員																										
年額	82,500円	69,000円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円																										
階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員																										
年額	82,500円	69,000円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円																										

イ 従事した時間が4時間未満のとき 2,000
円

(費用弁償)

第12条 消防団員が公務のために旅行をしたときは、費用弁償として、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭和28年倉吉市条例第32号)の例により、旅費を支給する。

(費用弁償)

第12条 消防団員が次の各号に掲げる職務に従事したときは、それぞれ当該各号に定める額の費用を弁償する。

- (1) 水火災その他の災害の防除又は警戒 1回につき4,200円
- (2) 人命救助 1回につき4,200円
- (3) 水防拠点待機 1回につき2,500円
- (4) 火災予防 1回につき1,700円
- (5) 訓練又は研修 1回につき1,700円
- (6) 会議等 1回につき1,000円

2 前項の場合を除き消防団員が公務のため出張等をした場合においては、倉吉市職員の旅費に関する条例(昭和28年倉吉市条例第32号)の例により、旅費を支給する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。